

第1回 横浜市西区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会 議事要旨	
日 時	令和6年12月10日(火) 午後4時00分から5時10分まで
開 催 場 所	西区役所2階2A会議室
出 席 者	<p><b>【選定委員会委員】</b></p> <p>委員長 平野 周二 (西区連合町内会・自治会連絡協議会会長)</p> <p>委員 有村 知里 (中小企業診断士)</p> <p>笠原 實 (藤棚地域ケアプラザ運営協議会代表)</p> <p>小林 直人 (宮崎地域ケアプラザ運営協議会代表)</p> <p>竹下 淳子 (西区社会福祉協議会高齢福祉分科会会長)</p> <p>武田 容子 (西区民生委員・児童委員協議会会長)</p> <p>深野 博子 (西区社会福祉協議会障害福祉分科会会長)</p> <p>福馬 健一 (神奈川県立保健福祉大学講師)</p> <p>渡辺 正枝 (戸部本町地域ケアプラザ運営協議会代表)</p> <p><b>【事務局】</b></p> <p>西区福祉保健センター長 牛頭 文雄</p> <p>西区福祉保健課長 岩崎 均</p> <p>西区福祉保健課事業企画担当係長 桑原 徹</p> <p>西区福祉保健課事業企画担当 島田 拓海、清水 優</p>
欠 席 者	無し
開 催 形 態	一部非公開 傍聴者：0名 ※議事3「地域ケアプラザの指定管理者の選定について」以降は非公開
議 題	<p>1 委員長選出及び職務代理者の指名について</p> <p>2 委員会の公開・非公開について</p> <p>3 地域ケアプラザの指定管理者の選定について</p> <p>(1) 公募要項(案)について</p> <p>(2) 審査・選定について</p> <p>(3) 第2回選定委員会の日程について</p>
決 定 事 項	<p>1 委員長に平野委員を選出、委員長職務代理者に福馬委員を指名</p> <p>2 第1回及び第2回選定委員会審議事項のうち、次に関する部分を非公開とすることを決定。</p> <p>第1回 指定管理者選定スケジュール、公募要項、評価基準及び審査方法等</p> <p>第2回 応募団体の面接審査(当該施設の他の応募団体を除き公開)、指定管理者の候補者(以下「指定候補者」という。)及び次点候補者の選定、講評</p> <p>3 指定管理者選定スケジュール及び公募要項等について、事務局案のとおり決定。</p> <p>4 審査・選定について、事務局案のとおり決定。</p>

	<p>5 第2回選定委員会の日程を決定</p>
<p>議 事</p>	<p><b>1 あいさつ</b> 西区福祉保健センター長よりあいさつ</p> <p><b>2 委員紹介</b> 事務局より選定委員の紹介</p> <p><b>3 指定管理者選定委員会及び要綱</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者選定委員会の概要</li> <li>・「横浜市西区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会運営要綱」</li> <li>・「横浜市西区地域ケアプラザの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱」について事務局より説明</li> </ul> <p><b>議事1 委員長選出及び職務代理者の指名</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市西区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会運営要綱第6条に基づき、委員長に平野委員を選出</li> <li>・同要綱第6条第3項に基づき、委員長が職務代理者に福馬委員を指名</li> </ul> <p><b>議事2 委員会の公開・非公開について</b> 公開することにより適正な審査が阻害されることから、次の審議事項は、非公開とする事務局案について説明し、事務局案のとおり決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回選定委員会審議事項のうち、議事3以降のすべて（※） ※公募要項の内容、選定基準、選定手続きの細目</li> <li>・第2回選定委員会審議事項のうち、 応募団体審査、指定候補者及び次点候補者の選定 →応募団体のプレゼンテーション及び質疑応答は、応募団体関係者を除き公開とする</li> </ul> <p>(以降、非公開)</p> <p><b>議事3 地域ケアプラザの指定管理者の選定について</b></p> <p>(1) <b>公募要項について</b> 事務局から公募要項案や選定スケジュールについて説明し、審議のうえ案のとおり決定</p> <p>(2) <b>審査・選定について</b> 事務局から案を説明し、審議のうえ次のとおり決定</p> <p><b>ア 評価基準項目（採点表）について</b></p>

- ・応募団体から提出された応募書類及び面接審査等を受けて、評価項目 1～6 は 5 段階で評価を行い、各項目の評価結果にそれぞれ係数を乗じて、項目の評価点を算出する。
- ・評価項目 7 (1) は、0 点又は 6 点の 2 段階評価とし、(2) はアからウまでそれぞれ、0 点又は 3 点の 2 段階評価とする。本項目は定量判断となるため、応募団体の申請書類に基づき、あらかじめ事務局が入力した評価点を選定委員が確認を行うこととする。
- ・評価項目 8 (1) は、-10～15 点の任意の点数で評価を行い、(2) は、0 点又は -5 点の 2 段階評価とする。なお、(2) は定量判断となるため、職員配置状況に基づき、あらかじめ事務局が入力した評価点を選定委員が確認を行うこととする。

#### イ 財務の評価について

健康福祉局による外部評価の結果を参考にし、財務に関する有識者の委員による評価結果を、評価を付けた理由を選定委員会で共有したうえで、各委員がそれを参考にして採点をつけるものとする。

#### ウ 採点方法について

##### (ア) 審査時の委員数が 6 人以上の場合

各委員が評価基準項目に基づいて採点し、最高点をつけた委員及び最低点をつけた委員を除く残りの委員の採点を合計とする。

なお、最高点又は最低点をつけた委員が複数いた場合は、くじ引きにより合計点の算出に用いる委員の採点を決定するものとする。

##### (イ) 審査時の委員数が 6 人未満の場合

各委員が評価基準項目に基づいて採点し、各委員の採点を合計とする。

#### エ 最低制限基準について

##### (ア) 審査時の委員数が 6 人以上の場合

「7 本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況」及び「8 前期の指定管理業務の実績」を除く評価基準項目の合計点(※)に、第 2 回選定委員会出席委員数から 2 人除いた委員数を乗じた点数の 60% 以上を最低制限基準とする。

最低制限基準を満たしているかどうかは、第 2 回選定委員会出席委員のうち、項目 7・8 を含めて最高点をつけた委員及び最低点をつけた委員を除いた委員の、項目 7・8 を除いた採点を合計した点数で比較する。

##### (イ) 審査時の委員数が 6 人未満の場合

「7 本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況」及び「8 前期の指定管理業務の実績」を除く評価基準項目の合計点(※)に、第 2 回選定

委員会出席委員数を乗じた点数の60%以上を最低制限基準とする。  
最低制限基準を満たしているかどうかは、第2回選定委員会出席委員の項目7・8を除いた採点を合計した点数で比較する。

※項目7・8を除く合計点

- ・藤棚地域ケアプラザ：305点
- ・宮崎地域ケアプラザ、戸部本町地域ケアプラザ：295点

**オ 選定委員が委員会を欠席した場合の取扱いについて**

第2回選定委員会（面接・審査）を欠席した場合は、集計に含めないこととする。

**カ 指定候補者及び次点候補者の決定について**

上記ウの採点方法による採点を合計し、総得点が最も高い団体を指定候補者に、総得点が2位の団体を指定管理者の次点候補者とする。

**キ 同点1位の団体が複数発生した場合の審議の順番について**

以下の順で指定候補者を決定する。

- (ア) 委員長を含む出席委員による投票
- (イ) 委員長を除く出席委員による投票

**ク 応募内容変更・追加の禁止について**

- ・ 応募資料については、応募受付〆切までの内容変更又は書類の追加は認めるが、それ以降は委員の審査に入るため不可とする。
- ・ 面接時に説明資料を配布することやパワーポイントで説明をすることについては認める。

**ケ 面接時のタイムスケジュールについて**

時間は、1団体あたり45分とする。

（プレゼンテーション15分、質疑応答15分、意見交換・採点15分）

**コ 選定委員会の採点の確認・確定及び公表方法**

- ・ 各委員の採点及び理由等の相互確認を行う。
- ・ 個々の委員の採点を、委員名を伏せたかたちでホームページに公表する。

**サ 委員と応募団体との利害関係の確認について**

より公平な審査を期するため、応募〆切後、委員は「応募団体との利害関係に関する確認書」を提出することとする。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員本人が、応募団体の役員等であることが確認された場合 →公募要項に規定する欠格事項に該当するため、応募団体を失格とする。</li> <li>・委員の父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹が、応募団体の役員等であることが確認された場合</li> <li>・委員が応募団体から金銭、物品その他の利益を受けている又は受ける約束をしていることが確認された場合</li> <li>・委員が応募団体に対し請負をする者もしくはその団体の役員等であることが確認された場合 →当該委員を審査から除斥する。</li> </ul> <p><b>[主な質疑応答]</b></p> <p>委員：評価基準項目の「1 運営ビジョン」の「(4)合築施設との連携（藤棚地域ケアプラザのみ対象）」について、藤棚地域ケアプラザと藤棚地区センターは合築施設と言うものの、実際の建物のつくりは、それぞれの施設が離れていて入口も別々なので、連携は難しいのではないかと。</p> <p>事務局：地域ケアプラザと他の市民利用施設の合築施設の場合には、この設問を設けることが標準形となっている。ハード面のメリットを生かした連携だけでなく、例えば、地区支援を協力して行うなどソフト面の連携なども考えられる。</p> <p>委員：応募内容の変更・追加の禁止について（上記カ）、面接時に当日説明用資料を配付することが可能なのであって、内容の変更を行った応募書類を当日配付することはできないという理解でよいか。</p> <p>事務局：お見込みのとおり。応募受付後切後の応募書類の差し替えは認めない。応募書類に記載した内容をわかりやすく説明するための資料を配付したり、パワーポイント資料を映すのはよいという意味。</p> <p><b>(3) 第2回選定委員会の日程について</b> 事務局から案を示し、審議のうえ次のとおり決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年4月15日（火）午後1時30分より開催する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p>資 料</p> <p>・</p> <p>特 記 事 項</p>	<p><b>1 資料</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 次第</li> <li>(2) 横浜市西区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会委員名簿</li> <li>(3) 横浜市西区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会運営要綱</li> <li>(4) 横浜市西区地域ケアプラザの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱</li> </ul>

- |  |
|--|
| <p>(5) 委員会の公開・非公開について（案）</p> <p>(6) 横浜市西区地域ケアプラザ指定管理者公募要項【共通資料】（案）</p> <p>(7) 横浜市藤棚地域ケアプラザ指定管理者公募要項【施設別資料】（案）</p> <p>(8) 横浜市宮崎地域ケアプラザ指定管理者公募要項【施設別資料】（案）</p> <p>(9) 横浜市戸部本町地域ケアプラザ指定管理者公募要項【施設別資料】（案）</p> <p>(10) 審査・選定について（案）</p> <p>(11) 評価基準項目・採点表（案）</p> <p>(12) 利害関係確認書</p> |
|--|

**2 特記事項**

今回は、令和7年4月15日（火）午後1時30分より開催する。開催場所は、後日連絡する。